

## 大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、精神障害者の地域生活上の多様なニーズに対応し、その日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (事業の種類等)

第2条 この要綱による大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 障害者支援施設等通所交通費補助事業(以下「通所交通費補助事業」という。)

(2) 精神障害者就業促進事業(以下「就業促進事業」という。)

2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 この要綱において障害者支援施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設(同法第5条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う施設に限る。)、大津市障害者地域活動支援センター事業実施要領(平成18年制定)第2条第1項に規定する地域活動支援センターⅢ型及び滋賀県が定める滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱(平成18年制定)に規定する滋賀型地域活動支援センターをいう。

### (交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、通所交通費補助事業にあつては大津市精神障害者生活支援推進事業費(障害者支援施設等通所交通費)補助金交付申請書(様式第1号)、就業促進事業にあつては大津市精神障害者生活支援推進事業費(就業促進事業費)補助金交付申請書(様式第2号)とする。

2 前項の交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 交付の申請は、次に掲げる事業の区分に従って行うものとする。

(1) 通所交通費補助事業 前期(毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終わる会計年度(以下「会計年度」という。))の4月から9月まで)

及び後期（会計年度の１０月から３月まで）の６か月ごとに通所施設等で取りまとめ、前期は１０月１５日、後期は３月３１日までに申請するものとする。

(2) 就業促進事業

ア 就業訓練協力金については、訓練終了の日から１か月を経過した日又は訓練終了の日以後における最初の３月３１日のいずれか早い日までに申請するものとする。

イ 就業支度金については、就業開始の日から６か月を経過した日までに申請するものとする。

ウ 住居費補助金については、当該年度の３月３１日までに申請するものとする。

(決定通知書)

第４条 規則第７条第１項の規定による通知は、大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

２ 規則第７条第２項の規定による通知は、大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

(交付請求書)

第５条 規則第１８条第１項の規定による交付決定を受けた者が市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金交付請求書（様式第５号）とする。

(取消通知書)

第６条 規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により行うものとする。

(返還通知書)

第７条 規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市精神障害者生活支援推進事業費補助金返還通知書（様式第７号）により行うものとする。

(その他)

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

１ この要綱は、平成１８年３月１日から施行し、平成１７年度以降の補助金について適用する。

(大津市精神障害者通所授産施設等通所交通費助成金交付要綱の廃止)

２ 大津市精神障害者通所授産施設等通所交通費助成金交付要綱（平成１５

年１１月１７日制定）は、廃止する。

- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の大津市精神障害者通所授産施設等通所交通費助成金交付要綱（以下「廃止要綱」という。）の規定により交付された平成１７年度分の通所交通費に係る助成金は、この要綱の規定により交付された平成１７年度分の通所交通費に係る補助金とみなす。

- 4 施行日前に廃止要綱の規定に基づきされた交付申請その他の手続は、この要綱の規定によりされた交付申請その他の手続きとみなす。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行し、平成１９年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年２月２１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

1 通所交通費補助事業

|        |                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象者  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条の規定により本市が介護給付費等の支給の決定を行っている精神障害者であって、障害者支援施設等に通所している者を補助対象者とする。ただし、身体障害者手帳若しくは療育手帳の所持者（更新手続中の者を含む。）又は生活保護受給者であって、この要綱に基づく補助対象となる通所の交通費について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に基づく移送費の扶助を受けているものを除く。 |
| 補助対象経費 | 前項に規定する精神障害者が障害者支援施設等に通所するための公共交通機関の利用に係る交通費（以下「通所交通費」という。）とし、通所交通費の実績額により算定し、1 か月の通所交通費の額が 4, 000 円未満のときは、助成の対象としない。                                                                                                            |
| 補助金額   | 前項に規定する補助対象経費の 2 分の 1 の額（1 月につき 10, 000 円を限度とする。）とし、6 か月ごとに算定した補助金の合計額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。                                                                                                                         |

2 就業促進事業

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 就業訓練協力金 |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 補助対象者       | 次の各号のいずれかに該当する精神障害者（以下「補助対象精神障害者」という。）に対し社会復帰の促進及び社会経済活動への参加を目的に就労体験、職場実習、作業訓練等の場を提供する事業所及び障害者支援施設等で市長が適当と認めたものとする。ただし、精神保健職業リハビリテーション事業対象者及び自立支援給付による支給決定が行われたものを除く。<br>(1) 精神障害者保健福祉手帳又は精神障害を事由とする年金たる給付を受けている者<br>(2) 精神障害者通院医療費公費負担制度の受給者<br>(3) 前 2 号に該当しないが、主治医の意見を求め、特に市長が必要と認める者 |
| 補助対象経費      | 補助対象者が補助対象精神障害者の就業促進活動の実施に要した経費とする。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 補助金額等       | 補助対象精神障害者 1 人につき 1 か月当たり 24, 000 円（就業訓練日数が 7 日以上 15 日未満のときは 12, 000 円とし、7 日未満のときは交付しない。）とし、交付対象期間は 6 か月を限度とする。                                                                                                                                                                           |

|            |                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (2) 就業支度金  |                                                                       |
| 補助対象者      | 補助対象精神障害者で、一般企業等の事業所に雇用され、6か月以上就業することが確実と市長が認めたものとする。                 |
| 補助対象経費     | 補助対象者が一般企業等の事業所へ就業するために必要と認められる経費とする。                                 |
| 補助金額等      | 補助対象精神障害者1人につき35,000円とし、交付は当該補助対象精神障害者につき1回を限度とする。                    |
| (3) 住居費補助金 |                                                                       |
| 補助対象者      | 補助対象精神障害者で、就業（福祉的就労を含む。）をするために家賃を必要とする借家（グループホーム及びケアホームを除く。）に入居しているもの |
| 補助対象経費     | 補助対象精神障害者が就業している期間に支払った家賃の額とする。                                       |
| 補助金額等      | 12か月を限度とし、家賃の額の2分の1以内（月額10,000円を限度）とする。                               |

別表第2（第3条関係）

|           |         |                                         |
|-----------|---------|-----------------------------------------|
| 通所交通費補助事業 |         | 交通費及び通所実績証明書                            |
| 就業促進事業    | 就業訓練協力金 | 回復者就業届                                  |
|           | 就業支度金   | 就業証明書                                   |
|           | 住居費補助金  | 就業証明書<br>賃借契約書の写し又は家主等の賃借証明書<br>家賃収納証明書 |